

契約番号

立木販売

売 買 契 約 書 (案)

売買物件の 所在場所	秋田県大館市猿間外4字戸沢外4国有 林1013林班い2小班			面積(ha) 2.01
売買物件の 種類及び数量	区 分	樹 種	本数(本)	材積(m3)
	立 木	秋田杉外	3,266	613.77
	内 訳 別紙「物件明細書」の通り			
売買代金	売 買 代 金		円	
	うち消費税抜代金		円	
契約保証金	免除		円	
売買代金の分収額	官収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
	民収分	分 収 額	円	
		うち消費税抜代金	円	
官行造林立木竹				
分収造林立木竹				
分収育林立木竹	分収権者			

売買代金納付の方法	現金納付分	売買金額	円	納付期限	契約締結の日から20日以内
	延 納 分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
		延納利率	年 %	同提供期限	契約締結の日から20日以内
	分割延納分	延納金額	円	延納期間	～ 日間
		延納利息	円		
		延納担保金額	円 以上	担保の種類	
延納利率		年 %	同提供期限		
売買物件の 引渡方法	区域	売買物件の 引渡期間(期限)	代金納付の日又は延納担保提供の日から 15日以内 起算して (概算の場合の最終期限)		
売買物件の 搬出期間(期限)	引渡の日から起算して(ヶ月) 期限 令和8年10月30日				
売買(使用) 目的の指定		施設設置等 の指定			
特約事項	別紙1及び別紙2の通り				

売渡人と買受人は、本契約書及び国有林野事業林産物売買契約約款によって売買契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

売 渡 人 分任契約担当官

米代東部森林管理署長 五十嵐 和人

買 受 人

* 概算売買の場合には、上記の売買物件の種類及び数量は予定、売買代金は概算売買代金である。

* 本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採にあたって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である。

公 売 物 件 明 細 書 (立 木)

森林事務所	林名区分	林齢 (年)	面積 (ha)	伐採方法	伐採率 (%)	特記事項 1. 本物件は、混合契約の対象であり、令和8年10月30日までに地拵及び植付を行うこととなっております。そのため、物件の放棄は認められません。 2. 本物件は、皆伐で作業することになっており、全ての立木を伐採することとします。 3. その他については、別紙1及び別紙2の特約条項等によります。
扇田西	国有林	66	2.01	皆伐	100	
国有林名	調査方法	官収割合 (%)	保安林	自然公園	砂防指定地	
戸沢外4	標準地調査法	官100	水涵保	—	—	
林小班	車両制限 (t)	搬出期限 (ヶ月)	分収造林契約			
1013い2	10	24ヶ月	—			

樹種 平均 (径級/樹高)	秋田杉 一般材		秋田杉 低質材		アカマツ 一般材		クリ 一般材		ミズナラ 一般材		ホオノキ 一般材		サクラ 一般材		イタヤカエデ 一般材		その他広葉樹 低質材		(本)	(m³)	
	22	16	12	8	30	23	26	16	24	17	28	15	22	16	28	18	14	13			
本数/材積	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	(本)	(m³)	
10 cm以下			387	11.44														185	5.89		
12 cm	101	6.73	353	15.98														219	11.94		
14 cm	67	6.22	118	7.91														185	15.98		
16 cm	67	9.42	50	4.21														219	28.76		
18 cm	67	10.26	17	1.68														135	21.03		
20 cm	67	15.14	17	1.68														185	40.87		
22 cm	67	18.50						50	13.46	101	27.25			50	13.62						
24 cm	50	26.07						17	4.37	34	10.43										
26 cm	118	63.75						17	6.56	34	12.45										
28 cm	17	7.57								34	16.65	17	6.73			17	8.07				
30 cm	34	24.22			17	12.78	17	8.75													
32 cm	17	15.47					34	19.34													
34 cm	17	12.95								17	12.45										
36 cm	34	33.14																			
38 cm																					
40 cm	17	24.05																			
42 cm																					
44 cm																					
46 cm																					
48 cm																					
50 cm																					
52 cm																					
54 cm																					
56 cm																					
58 cm																					
60 cm																					
62 cm以上																					
計	740	273.49	942	42.90	17	12.78	135	52.48	220	79.23	17	6.73	50	13.62	17	8.07	1,128	124.47			
																		1号物件		(本)計	(材積)計
																				3,266	613.77

特約事項（林産物販売）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について順守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力する。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、米代東部森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約の作業を一時中止する可能性がある。

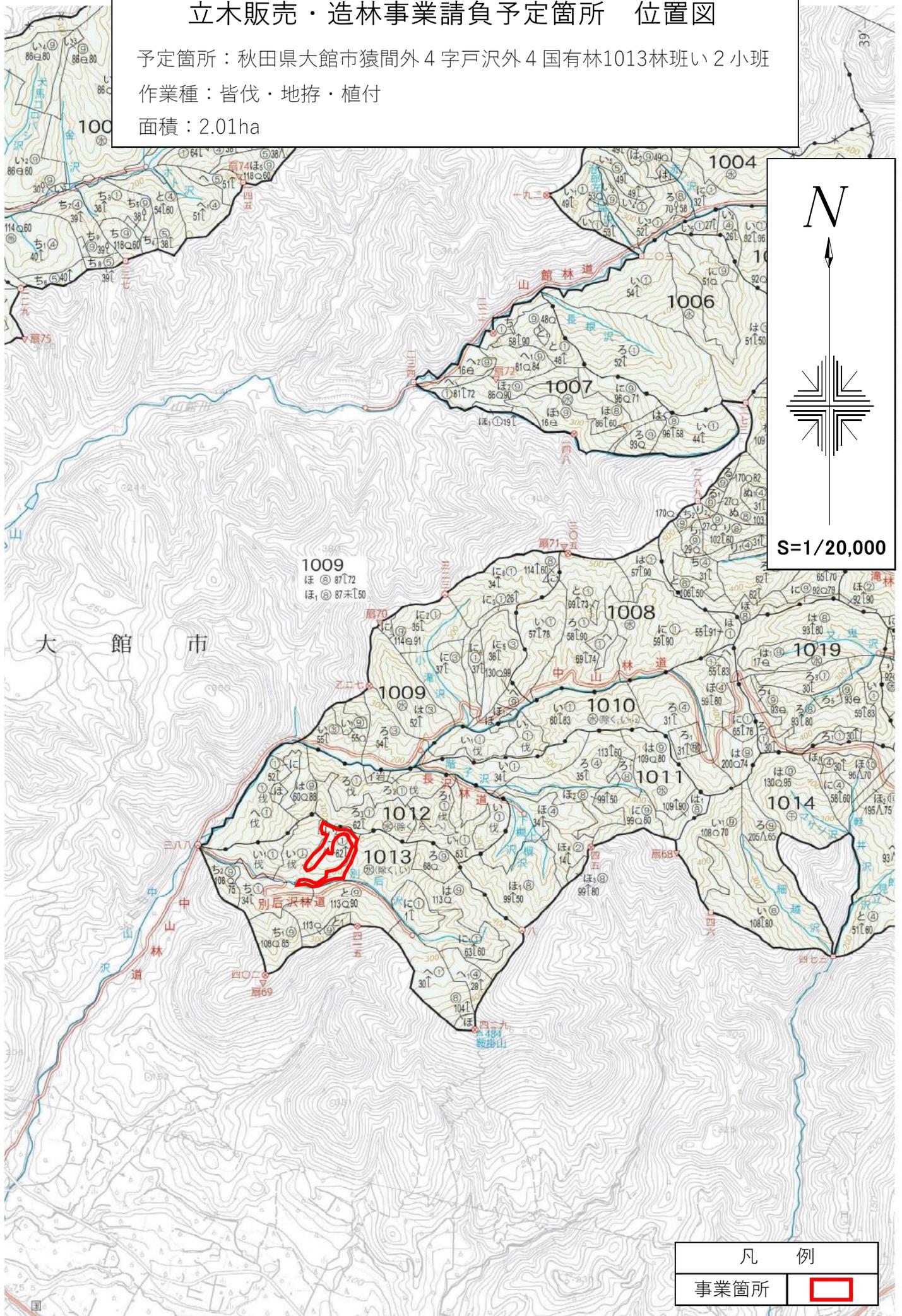
一時中止となった場合は、国有林野事業林産物売買契約約款第 14 条により対応する。

立木販売・造林事業請負予定箇所 位置図

予定箇所：秋田県大館市猿間外4字戸沢外4国有林1013林班い2小班

作業種：皆伐・地拵・植付

面積：2.01ha



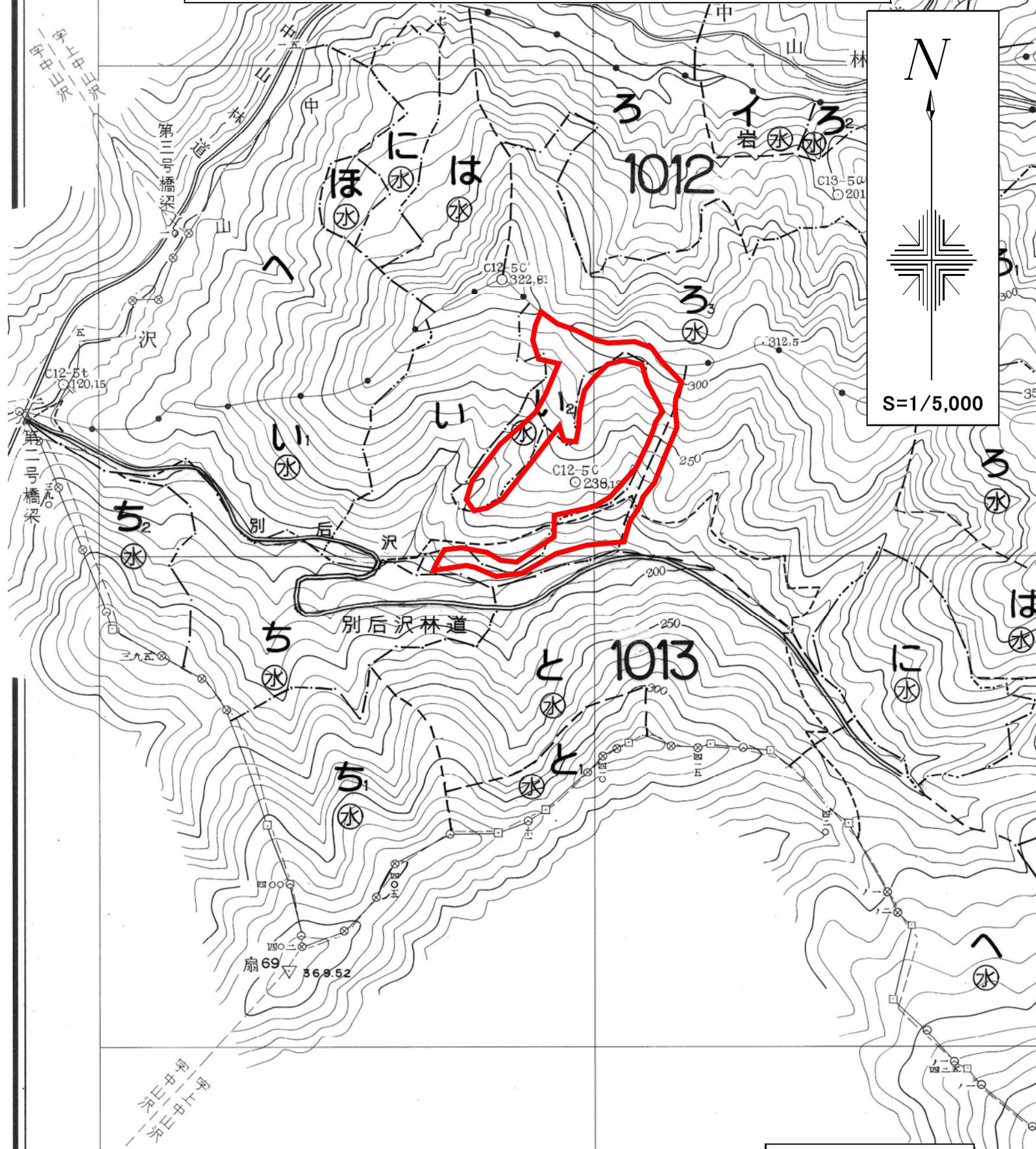
凡例	
事業箇所	

立木販売・造林事業請負予定箇所 実測図

予定箇所：秋田県大館市猿間外4字戸沢外4国有林1013林班い2小班

作業種：皆伐・地拵・植付

面積：2.01ha



凡 例	
事業箇所	